

意見聴取等の進め方

小石原川ダム建設事業

平成24年8月10日

国土交通省 九州地方整備局
独立行政法人 水資源機構

意見聴取等の進め方

1. 意見聴取の実施について（案）

(1) 意見聴取対象

小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に示されている検討結果の報告書（素案）（以下「報告書（素案）」という。）を作成し、関係者の意見を聴く予定。

(2) 意見を聴く者と意見聴取方法

① 学識経験を有する者

河川法第16条の2等に準じて、筑後川水系河川整備計画策定時に意見聴取を行った「筑後川水系流域委員会」のうち、学識経験を有する方等から意見を聴く予定。（別添－1）

② 関係住民

河川法第16条の2等に準じて、福岡県朝倉市、福岡県久留米市及び佐賀県みやき町にて「住民の意見を聴く場」を開催し、意見を聴く予定。（別添－2）

③ 関係地方公共団体の長

河川法第16条の2等に準じて、小石原川ダム建設事業に関係する福岡県知事及び佐賀県知事の意見^{※1}を聴く予定。^{※2}

④ 関係利水者

小石原川ダム建設事業に関係する利水参画者（福岡県南広域水道企業団、うきは市）の意見を聴く予定。

※1 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」（河川法施行令第10条の4）

※2 関係地方公共団体の長への意見聴取は、①及び②の状況について報告した上で意見を聴く予定。

(案)

「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者等の意見聴取の場の開催について（概要）

1. 概要

筑後川水系河川整備計画策定時に意見聴取を行った「筑後川水系流域委員会」の委員のうち学識経験を有する方や、地元新聞社の方から意見を聞く予定です。

2. 意見聴取対象

「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

3. 開催日時

平成24年●月●日（●） ●●時●●分～

4. 開催場所

久留米市内

5. 公開等

- ・会議は公開。
- ・カメラ撮りは冒頭部分のみ可。
- ・報道機関の方以外も希望される方は傍聴可。

6. 学識経験を有する者等

（五十音順敬称略）

氏名	主分野	所属等
楠田 哲也 <small>くすだ てつや</small>	環境工学	北九州市立大学大学院 国際環境工学研究科 教授
黒田 正治 <small>くろだ まさはる</small>	農業水利	九州共立大学 工学部 教授
古賀 憲一 <small>こが けんいち</small>	水質	佐賀大学 理工学部 教授
島谷 幸宏 <small>しまたに ゆきひろ</small>	河川環境	九州大学大学院 工学研究院 教授
駄田井 正 <small>だた い ただし</small>	流域経済	久留米大学 経済学部 教授
平野 宗夫 <small>ひらの むねお</small>	河川工学	九州大学 名誉教授（工学）
松井 誠一 <small>まつい せいいち</small>	魚類生態	九州大学大学院 農学研究院 教授
東 和敬 <small>ひがし かずのり</small>	動物生態	佐賀大学 名誉教授（農学）
青木 忠興 <small>あおき ただおき</small>	マスコミ	西日本新聞社 久留米総局長

(案)
「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
に対する関係住民の意見聴取について（概要）

1. 概要

関係住民からの意見聴取につきましては、公聴会形式で行う予定です。福岡県・佐賀県内の住民を対象として意見を述べたい方の募集を行い、福岡県朝倉市、福岡県久留米市、佐賀県みやき町の3会場で公聴会を行う予定です。

2. 意見聴取対象

「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
※上記資料の入手方法については、後日、お知らせする予定です。

3. 意見聴取対象者

福岡県または佐賀県に在住の方

4. 応募方法

・報告書（素案）に対するご意見、ご希望の日時、会場等を記載して提出。

5. 開催日時

開催日：平成24年●月●日、●日、●日の3日間
開催時間：2時間程度

6. 開催場所

会場①：福岡県朝倉市内、会場②：福岡県久留米市内、会場③：佐賀県みやき町内

7. 応募用紙の提出先

応募用紙に必要事項を記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省九州地方整備局 河川部河川計画課
提出方法：①郵送、②FAX、③電子メール のいずれか
提出期限：平成24年●月●日（●）18時必着。

8. 『応募用紙』（様式）の入手方法

- ① インターネットによる入手
国土交通省九州地方整備局ホームページ
- ② 紙媒体による入手
報告書（素案）の閲覧場所において応募用紙を配布。
※上記資料の閲覧場所については、後日、お知らせする予定です。

9. （応募にあたっての留意事項）

- 1) 報告書（素案）に対して意見の発表を希望される方は、何れかの方法で申し込み
 - ①事前申込：『応募用紙』を郵送・FAX・電子メールの何れかの方法でご提出
 - ②会場で申込：「6. 開催場所」の会場受付で、意見の発表の希望を係の者に申し出
- 2) ご意見の発表の順番は、事前申込を頂いた方を優先
- 3) 意見の発表は、お一人につき3会場のいずれか1会場において1回
- 4) 意見の発表は、お一人につき1回5分を目安（応募者数により変更の可能性あり）
- 5) 意見の発表は公開
- 6) 代理人による意見の発表は不可